

寒河江市農業委員会告示 第24号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第33条の規定により、  
寒河江市農業委員会第11回総会の議事録を次のとおり縦覧に供する。

令和7年12月25日

寒河江市農業委員会  
会長木村三紀

- 1 縦覧開始日 令和7年12月25日とする。ただし、寒河江市の休日を定める条例（平成2年条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。
- 2 縦 覧 時 間 午前9時から午後4時30分まで
- 3 縦 覧 場 所 寒河江市農業委員会事務局